



発有新湯県第42号平成28年6月3日

毎週火 (祝日のときは翌日)、金曜発行

### 主 要 目 次

### 告 示

- 681 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2及び第5条の3により知事が定める額の一部改正(総務事務センター)
- 682 新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条により知事が定める金額の一部改正(総務事務センター)
- 683 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)
- 684 身体障害者福祉法による医師の指定辞退 (障害福祉課)
- 685 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 686 土地改良事業の工事完了届 (農地計画課)
- 687 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 688 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 689 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 690 建設業法による許可の取消し(監理課)
- 691 道路の区域変更(道路管理課)
- 692 道路の供用開始(道路管理課)
- 693 河川整備計画の縦覧(河川管理課)
- 694 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)

## 公 告

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(商業・地場産業振興課) 大規模小売店舗の変更(商業・地場産業振興課)

一般競争入札の実施 (警察本部会計課)

### 病院局公告

看護師学生(3年課程)の募集(病院局業務課) 看護師学生(2年課程)の募集(病院局業務課)

### 公安委員会告示

59 警備員指導教育責任者講習の実施(生活安全企画課)

# 正 誤

平成28年5月24日付け県報第39号告示第660号中(食品・流通課)

# 告示

## ◎新潟県告示第681号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により、平成17年6月新潟県告示第1360号(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定により知事が定める額)の一部を次のとおり改正する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正

後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後		改	正	前
1 年齢階層、最低限	度額、最高限度	<b>E</b> 額	1	年齢階層、最低限	度額、最高限度	<b>E</b> 額
年齢階層	最低限度額	最高限度額		年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,688円	13,207円		20歳未満	<u>4,475円</u>	13,005円
20歳以上25歳未満	5,173円	13,207円		20歳以上25歳未満	5,030円	13,005円
25歳以上30歳未満	5,721円	13,589円		25歳以上30歳未満	5,585円	13,573円
30歳以上35歳未満	6,139円	<u>16,312円</u>		30歳以上35歳未満	6,069円	16, 192円
35歳以上40歳未満	6,571円	18,803円		35歳以上40歳未満	6,475円	18,680円
40歳以上45歳未満	6,750円	21,355円		40歳以上45歳未満	6,729円	21,472円
45歳以上50歳未満	6,865円	23,924円		45歳以上50歳未満	6,654円	23, 984円
50歳以上55歳未満	6,738円	25,214円		50歳以上55歳未満	6,474円	25, 191円
55歳以上60歳未満	6,057円	24,747円		55歳以上60歳未満	5,878円	24, 139円
60歳以上65歳未満	4,916円	19,935円		60歳以上65歳未満	4,731円	19, 385円
65歳以上70歳未満	3,930円	15,579円		65歳以上70歳未満	3,930円	15,991円
70歳以上	3,930円	13,207円		70歳以上	3,930円	13,005円

# 附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

## ◎新潟県告示第682号

新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年新潟県条例第42号)第10条の2の規定により、平成16年6月新潟県告示第1391号(新潟県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定により知事が定める金額)の一部を次のとおり改正する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正 後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改	正	後	改	正	前
1	知事が定める額			1 知事が定める額		
	介護を要する状	介護を受けた日	金 額	介護を要する状	介護を受けた日	金額
	態の区分	の区分		態の区分	の区分	
	常時介護を要す	(1) 1の月に介	その月におけ	常時介護を要す	(1) 1の月に介	その月におけ
	る状態	護に要する費用	る介護に要す	る状態	護に要する費用	る介護に要す
		を支出して介護	る費用として		を支出して介護	る費用として
		を受けた日があ	支出された費		を受けた日があ	
		るとき(次号に	用の額(その		るとき(次号に	用の額(その
		掲げる場合を除	額が <u>10万4,95</u>		掲げる場合を除	額が10万4,57
		< ₀)	<u>0円</u> を超える		< 。)	<u>0円</u> を超える
			ときは、 <u>10万</u>			ときは、 <u>10万</u>
			<u>4,950円</u> )			<u>4,570円</u> )
		(2) 1の月に親	月額 <u>5万7,03</u>		(2) 1の月に親	月額 <u>5万6,79</u>
		族又はこれに準	<u>0円</u> (新たに介		族又はこれに準	<u>0円</u> (新たに介
		ずる者による介	護補償を支給		ずる者による介	護補償を支給
		護を受けた日が	すべき事由が		護を受けた日が	すべき事由が

月に介護に要す   つては、介護   戻事   で表達を受けた   日がある場合に   あっては、当該   介護に要する費用   とし支出された額が5万7.   030円以下であるときに限る。   その月における大態に要する費用   を受けた日があるときに限る。   その月における大態に要する費用   を受けた日があるとき (次号に 相がる場合を除るとき (次号に 相がる あるとき (次号に 相がる場合を除るとき (次号に 相がる あるとき (をの 月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その 月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その 月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき (その 月に介護に要する費用を支出して介護に要する費用を支出して介護に要する費用を支出して、介護 に要する費用を支出して、企業   で表書による介護・で要する費用を支出して、変する費用を支出といる。   で表書による介護・で要する費用を支出された額が 2万8.   25万8.   大部がる場合にあっては、当該 介護に要する費用として支出された額が 2万8.   100円以下であ		あるとき(その	生じた月にあ		あるとき(その	生じた月にあ
大きな						
て介護を受けた 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出された額が5万7.030円以下であるときに限る。) 随時介護を要す (1) 1の月に介 変しとして支出とれた数が5万6.790円以下であるときに限る。) を支出して介護 を受けた日があるとき (次分に 掲げる場合を除く。) として支出とれた費 用の額 (その 額が5万2.480円) (2) 1の月に親 族又はこれに準 ずる者による介 護を受けた日が あるとき (その 月に介護に要する費用 方介護を受けた日が あるとき (その 月に介護に要する 食用を支出して介護 を受けた日が あるとき (その 月に介護に要する 食用を支出して介護を受けた日が あるとき (その 月に介護に要する 食用を支出して介護 を受けた日が あるとき (その 月に介護を受けた日が あるとき (その 月に介護を受けた日が あるとき (その 月に介護を受けた日が あるとき (その 月に介護に要する 食用を支出して介護を受けた日がある場合に あつては、介護 として支出された額が2万8.400円以下であ カーでは、介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下であ カーでは、2万8.520円以下であ カーでは (本額) クーで表出された額が2万8.520円以下であ カーでは、3万万 (本額) クーで表面が カーでは、3 音 (本額が2万8.50円以下であ カーである場が 2 万8.50円以下であ カーでは、3 音 (本額が2万8.50円以下であ カーで表面が 3 音 (本額が2万8.50円以下であ カーでは、3 音 (本面が2万8.50円以下であ カーで表面が 3 音 (本面が2万8.50円以下であ カーで表面が 3 音 (本面が2万8.50円以下であ 3 音 (本面が2万8.50円にあ 4 では 3 音 (本面が2万8.50円にあ 4 では 4 で表面が2 (本面が2 1 で表面が2 1					る費用を支出し	に要する費用
日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出された額が5万7.030円以下であるときに限る。) 随時介護を要す (1) 1の月に介護に要する費用 を支出して介護 支出された費 カー酸 (その月における 大きに(であって) で受けた日があるとき (次号に 掲げる場合を除く。) 10月に親 所護で受けた日があるとき (その月に介護で受けた日があるとき (その月に介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する方とさは、5万2.480円の円にでする者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する方とでは、方方2.480円の所に要する方とでは、方方2.480円の所に要する方とでは、介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する方とでは、介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用をして支出された額が2万8.400円以下である場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下である場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.50円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.50円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.50円以下でありては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.50円以下でありては、当該介護に要する費用をして支出された額が2万8.50円以下でありては、当該介護に要する費用をして支出された額が2万8.50円以下でありては、当該介護に要する費用をして表現があるときに限る。 (本の月に対して表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表						
<ul> <li>介護に要する費用として支出された額が5万7.030円以下であるときに限る。)</li> <li>随時介護を要す (1) 1の月に介養 (1) 1の月に介養 (1) 1の月に介護に要する費用として全受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除るとき(次号に掲げる場合を除る。)</li> <li>(2) 1の月に親の円を超えるときは、5万2.48 (1) 1の月に親の方者による介護に要する者による介護に要する者による介護を受けた日があるとき(次号に対ける場合を除る。)</li> <li>(2) 1の月に親の円を超えるときは、5万2.48 (1) 1の月に親の音をとき(次号に掲げる場合を除る。)</li> <li>(2) 1の月に親の円を超えるときは、5万2.48 (1) 1の月に親の音をとき(次号に掲げる場合を除るとき(次号に掲げる場合を除る。)</li> <li>(2) 1の月に親の円の円(新たに介護補償を支給護を受けた日があるとき(その月に介護に要する者による介護は一方の表とをは、5万2.290円)</li> <li>(2) 1の月に親の方式の日に対ける介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する者による介護・産受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下であるり、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下であり、2万8.400円以下でありまるは、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.520円以下であり、2万8.400円以下でありまるは、当該介護に要する費用として支出された額が2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、2万8.400円以下であり、200円以下であり、200円における2万8.400円以下であり、200円における2万8.400円以下であり、200円における200円に対して支出された額が2万8.400円以下であり、200円に対して支出された額が2万8.400円以下であり、200円に対して支出された額が2万8.400円以下であり、200円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円以下であり、200円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円以下であり、200円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円以下であり、200円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円以下であり、200円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円に対しまする費用をして支出された額が2万8.400円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円に対しまするサストのは対しまする費用として支出された額が2万8.400円に対しまする費用として支出された額が2万8.400円に対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまする対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするは対しまするサストのは対しまするように対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするように対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするサストのは対しまするように対しまするよう</li></ul>						
用として支出された額が <u>5万7</u> , <u>030円</u> 以下であるときに限る。) 随時介護を要す (1) 1の月に介護に要する費用 を支出して介護を受けた日があるとき(次号に 掲げる場合を除く。)  (2) 1の月に親 族文はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に弁護を受けた日があるとき(その月に介護を受けた日があるとき(その月に大の後を受けた日があるとき(その月に大の後を受けた日があるとき(その月に表した) (本) 1 (2) 1 の月における (2) 1 の月における (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)		あつては、当該			あつては、当該	
れた額が <u>5万7.</u> 030円以下であるときに限る。) 随時介護を要す (1) 1の月に介 での月における介護に要する費用 を支出して介護 を受けた目があるとき (次号に 掲げる場合を除く。)  (2) 1の月に親 (その 護を受けた日があるときは、5万. 2.480円) (2) 1の月に親 (海できる者による介護を受けた日があるとき (その月に新さる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する者による介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する者用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、介護に要する費用として支出された額が2万8. 400円以下でありまた。額が2万8. 520円以下でありまた。額が2万8. 400円以下でありまた。100円以下でありまた。100円以下であるときに限る。)  随時介護を要する費用の額(その掲げる場合を除く。) (1) 1の月に介護で要するときに限る。) 随時介護を要ける合意は、5万. 2.290円を超えるときは、5万. 2.290円というでは、5万. 2.290円というでは、6世に大月にありては、介護に要する費用として支出された額が2万8. 400円以下でありまた。100円以下が表に対しまた。100円以下が表に対しまた。100円以下が表に対しまた。100円以下が表に対しまた。100円以下が表に対しまたが表に対しまた。100円以下が表に対しまたが表に対し		介護に要する費			介護に要する費	
030円以下であるときに限る。)   790円以下であるときに限る。)   随時介護を要する状態   (1) 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲しての類が5万2,48 (1) 1の月に親様でない。   10円を超えるときは、5万2,480円)   (2) 1の月に親様ではこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月におりずる者による介護を受けた日があるとき(その月に対して介護を受けた日があるとき(その月に対して介護を受けた日があるとき(その月にが見ばない。   0円を超えるときは、5万2,29 (1) 1の月に親様ではこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(その月に対して介護を受けた日があるとき(その月に対して介護を受けた日があるとき(その月に対して介護に要する者による介護を受けた日があるとき(その月にがりませば、5万2,29 (1) 1の月に介護では、5万2,29 (2) 1の月に親様で支給では、5万2,29 (2) 1の月に親様で支給では、5万2,29 (2) 1の月に親様でを対したでは、5万2,29 (2) 1の月に発して、10円を超えるときは、5万2,29 (2) 1の月に発して、10円を超えるときは、5万2,29 (2) 1の月に親様でを対したでは、5万2,29 (2) 1の月に対して、10円では、10円		用として支出さ			用として支出さ	
あときに限る。)		れた額が5万7,			れた額が <u>5万6,</u>	
随時介護を要する費用 を支出して介護 を受けた日があるとき (次号に 掲げる場合を除く。) を超えるときは、5万 2,480円) (2) 1の月に親 所義を受けた日があるときは、5万 2,480円) (2) 1の月に親 所義を受けた日があるときは、5万 2,290円) (2) 1の月に親 所義を受けた日があるときにから		030円以下であ			790円以下であ	
一方で表出して介護を支出して介護を受けた日があるとき (次号に関する者)   おから   を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除る。)   日の額 (その掲げる場合を除る。)   日の額 (その担ける場合を除る。)   日の類 (その担ける場合を除る。)   日の類 (その担ける場合を除る。)   日の類 (その担ける場合を除る。)   日の類 (その担ける場合を除る。)   日の類 (その担ける場合を除る。)   日の類 (その担ける場合を除る。)   日の刊を超えるときは、5万2、290円)   (2) 1の月に親疾又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき (その月に介護を受けた日があるとき (その月に介護に要する費用として支出された額)   大の護を受けた日がある場合にあつては、介護に要する費用として支出された額が2万8、400円以下でありまする費用として支出された額が2万8、400円以下でありまする費用として支出された額が2万8、400円以下でありまする費用として支出された額が2万8、400円以下でありまする費用として方は、方き中にありた。日がある場合にあつては、介護に要する費用として支出された額が2万8、400円以下でありまする費用として方は、5万8、400円以下でありまする費用として方は、5万8、400円以下でありまする費用として方法を表する。   日の報 (その 2万8、400円以下でありまする費用を方はないのでは、 2万8、400円以下でありまする費用を方はないのでは、 2万8、400円以下でありまする費用を方はないのでは、 2万8、400円以下でありまするでは、 2万8、400円以下でありまするでは、 2万8、400円以下でありまするでは、 2万8、400円以下でありまするでは、 2万8、400円以下でありまするでは、 2万8、400円以下でありまするでは、 2万8、400円以下でありまするでは、 2万8、400円、 200円、 200円、 200円、 200円、 200円、 200円、 200円、 2		るときに限る。)			るときに限る。)	
を支出して介護を受けた日があるとき (次号に掲げる場合を除く。)  (2) 1の月に親	随時介護を要す	(1) 1の月に介	その月におけ	随時介護を要す	(1) 1の月に介	その月におけ
を受けた日があるとき(次号に 相の額(その 掲げる場合を除	る状態	護に要する費用	る介護に要す	る状態	護に要する費用	る介護に要す
るとき(次号に 掲げる場合を除 名。)		を支出して介護	る費用として		を支出して介護	る費用として
掲げる場合を除		を受けた日があ	支出された費		を受けた日があ	支出された費
く。)       0円を超えるときは、5万 2,480円)       く。)       0円を超えるときは、5万 2,290円)         (2) 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、介護に要する費用として支出された額が2万8,520円以下であ       (2) 1の月に親 月額2万8,40 (2) 1の月に親 房額2万8,40 (2) 1の月に親 房額2万8,40 (2) 1の月に親 房額2万8,40 (2) 1の月に親 月額2万8,40 (2) 1の月に親 房額2万8,40 (2) 1の月に親 月額2万8,40 (2) 1の月に親 房面とで大き離でまる介護に要する介護に要する介護に要する費用として支出された額が2万8,40		るとき(次号に	用の額(その		るとき(次号に	用の額(その
ときは、5万 2,480円)     ときは、5万 2,290円)       (2) 1の月に親 族又はこれに準 ずる者による介 護補償を支給 護を受けた日が あるとき(その 月に介護に要す る費用を支出し て介護を受けた 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が2万8,520円以下であ     (2) 1の月に親 族又はこれに準 が表る者による介 護補償を支給 でする者による介 護補償を支給 すべき事由が あるとき(その 月に介護を受けた日が あるとき(その 月に介護を受けた として支出さ れた額)     生じた月にあ つては、介護 る費用を支出し たして支出さ れた額)     つては、介護 を受けた として支出さ れた額が2万8,400円 がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が2万8,400円 として支出さ れた額が2万8,400円 り下であ		掲げる場合を除	額が <u>5万2,48</u>		掲げる場合を除	額が <u>5万2,29</u>
(2) 1の月に親 所教 2万8,52 族又はこれに準 可る者による介護を受けた日が あるとき (その 月に介護に要する費用を支出して介護を受けた 日がある場合に あつては、当該介護に要する費用として支出された額が2万8,520円以下であ(2) 1の月に親 所教 2万8,40 (2) 1の月に親 所教 2万8,40 (2) 1の月に親 族又はこれに準 所表 2万8,40 (2) 1の月に親 所教 2万8,40 (2) 1の月に介護を受けた であ では、介護を受けた日が あるとき (その 月に介護に要す つては、介護 として支出された額)		< 。)	<u>0円</u> を超える		< ∘)	<u>0円</u> を超える
(2) 1の月に親 月額2万8,52 族又はこれに準 0円(新たに介 ずる者による介 護補償を支給 護を受けた日が すべき事由が あるとき (その 月に介護に要す つては、介護 る費用を支出し て要する費用 として支出さ れた額)(2) 1の月に親 族又はこれに準 0円(新たに介 護補償を支給 護を受けた日が すべき事由が あるとき (その 月に介護に要す つては、介護 として 支出さ れた額)カつては、当該 介護に要する費 用として支出された額が2万8,520円以下であカつては、100円以下であ			ときは、 <u>5万</u>			ときは、 <u>5万</u>
族又はこれに準						2,290円)
であ者による介護補償を支給   護補償を支給   であ者による介護を受けた日が   すべき事由が   あるとき (その   生じた月にあ   月に介護に要す   つては、介護   る費用を支出し   に要する費用   として支出された額が 2 万8,   520円以下であ   1 である場合に   1 がある場合に   1 が表の表は   1 が表して   1 が表の表は   1 が表の表は   1 が表の表は   1 が表の表は   1 が表の表は   1 が表の表は   1 が表は					(2) 1の月に親	月額2万8,40
護を受けた日が すべき事由が あるとき (その 月に介護に要す つては、介護 として支出さ 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が 2 万8, 520円 以下であ 選を受けた日が あるとき (その 月に介護に要す つては、介護 を受けた日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出された額が 2 万8, 400円 以下であ					族又はこれに準	<u>0円</u> (新たに介
あるとき(その 月に介護に要す る費用を支出し て介護を受けた 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出された額が2万8, 520円以下であ		ずる者による介	護補償を支給		ずる者による介	護補償を支給
月に介護に要す る費用を支出し て介護を受けた 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が <u>2万8</u> , <u>520円</u> 以下であ  月に介護に要す る費用を支出し で介護を受けた 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が <u>2万8</u> , <u>520円</u> 以下であ		護を受けた日が	すべき事由が		護を受けた日が	すべき事由が
る費用を支出し て介護を受けた 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が 2万8, 520円以下であに要する費用 として支出さ れた額が 2万8, 400円以下であに要する費用 として支出さ れた額が 2万8, 400円以下であ						
て介護を受けた 日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が <u>2万8,</u> 520円以下であ						
日がある場合に あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が <u>2万8,</u> 520円以下であ						
あつては、当該 介護に要する費 用として支出さ れた額が <u>2万8,</u> <u>520円</u> 以下であ						
介護に要する費用として支出された額が2万8,520円以下であ介護に要する費用として支出された額が2万8,400円以下であ		日がある場合に	れた額)			れた額)
用として支出された額が <u>2万8,</u> 520円以下であ						
れた額が <u>2万8,</u> <u>520円</u> 以下であ れた額が <u>2万8,</u> <u>400円</u> 以下であ						
<u>520円</u> 以下であ <u>400円</u> 以下であ						
		<del></del>			l <del></del>	
などさに限る。)		るときに限る。)			るときに限る。)	

# 附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

# ◎新潟県告示第683号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。 平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

氏 名	担当する 医療の種類	従事する病院又は 診療所の名称	所在地	指定 年月日	告示事項
越川 静和	整形外科	医療法人立川メディ カルセンター	長岡市神田町3丁目2番	H28. 5. 1	第15条 第1項の
		立川綜合病院	11		医師に

						指定した
永井	香津子	神経内科	三之町病院	三条市本町五丁目2番30号	IJ	JJ
髙橋	昌洋	内科	長岡市小国診療所	長岡市小国町楢沢88番地	II	<i>II</i>
飛永	雅信	神経内科	独立行政法人 国立病院機構新潟病 院	柏崎市赤坂町3-52	IJ.	II
島津	翔	内科	佐渡市立両津病院	佐渡市浜田177番地1	II	II

### ◎新潟県告示第684号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

	担当する医療	従事する病院又は		
氏 名	の種類	診療所の名称	所在地	辞退年月日
曽川 正和	外科	新潟県立中央病院	上越市新南町205	H28. 2. 12
上村 一成	整形外科	新潟手の外科研究 所病院	北蒲原郡聖籠町諏訪山997 番地	H28. 4. 1
磯村 勝美	内科 外科 胃腸科	磯村医院	糸魚川市大字田海5169番地	H28. 4. 11

# ◎新潟県告示第685号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区の定款の変更を平成28年5月20日認可した。

平成28年6月3日

新潟県新潟地域振興局長

### ◎新潟県告示第686号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成28年6月3日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事 業 名	完了年月日
五泉市	下条川向	区画整理	平成28年3月30日
下条川向地区土地改良事業共同施行			
施行者代表 豊島 利穂			

# ◎新潟県告示第687号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営求草地区区画整理(経営体育成基盤整備「法人育成型」)事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営十地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成28年6月6日から平成28年7月1日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

- 4 その他
  - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

- イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第688号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営穴地新田地区農業用用排水施設整備(特定農業用管水路等特別対策)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 縦覧に供する書類の名称 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成28年6月6日から平成28年7月1日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

- 4 その他
  - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる 場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

- イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求をした場合に

は、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業 計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第689号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、糸魚川市の一部を受益地域とする県営大和川地区区画整理・農業用用排水施設整備(農地環境整備)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

平成28年6月6日から平成28年7月1日まで

3 縦覧に供する場所

糸魚川市役所 産業部商工農林水産課

- 4 その他
  - (1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内 (以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

- (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
  - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
  - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査 請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
  - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年 を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第690号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。 平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 処分をした年月日 平成28年5月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

頸城水道株式会社

中山 弘之

3 主たる営業所の所在地

上越市春日新田5-13-10

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23) 第10037号
- 5 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部 取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年5月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

架設工事ITO

伊藤 潤

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市曽郷1624-10

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40672号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年5月17日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

山田材木店

山田 一男

3 主たる営業所の所在地

阿賀野市水ケ曽根169

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24) 第44039号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業に 係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年3月29日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社共立

杉田 博

3 主たる営業所の所在地

上越市南高田町5-8

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44829号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年3月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年5月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

佐野建築

佐野 岩夫

3 主たる営業所の所在地

新発田市住吉町5-1-25

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39392号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月14日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年5月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

リブ・ホーム

森山 敦司

3 主たる営業所の所在地

魚沼市原1773

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第44306号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年5月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

昭工務店

板谷 昭人

3 主たる営業所の所在地

新潟市南区能登2-4-22

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23) 第42254号
- 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年4月19日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社涌井組

涌井 幸一郎

- 3 主たる営業所の所在地
  - 加茂市矢立4-37
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-23)第5777号
- 5 処分の内容 電気工事業、造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成28年4月5日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社木ノ間鉄工所

木間 俊一

3 主たる営業所の所在地

新潟市北区笠柳669

- 4 許可番号 新潟県知事許可 (般-23) 第22895号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成28年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

### ◎新潟県告示第691号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市室野字下山55番1から	新	9.0~36.8メートル	677.9メートル
同市室野字苧ノ平818番子まで	旧	6. 2~32. 8メートル	678.8メートル

### ◎新潟県告示第692号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務 課において縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 一般国道 403号
- 2 供用開始の区間

十日町市室野字下山55番1から同市室野字苧ノ平818番子まで

3 供用開始の期日 平成28年6月3日

# ◎新潟県告示第693号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第7項の規定により信濃川水系信濃川中流圏域河川整備計画(平成20年3月28日新潟県告示第641号)を変更したので、当該変更後の河川整備計画(又はその写し)を新潟県土木部河川管理課及び長岡地域振興局地域整備部、三条地域振興局地域整備部、柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

### ◎新潟県告示第694号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 都市計画の種類及び名称
  - ·種類 新潟都市計画地区計画(聖籠町決定)
  - 名称 別條南地区地区計画
- 2 縦覧の場所

新潟県土木部都市局都市政策課

# 公 告

### 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を 次のとおり公表する。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 (仮称)南魚沼市浦佐計画

所在地 南魚沼市浦佐4001 外

設置者 株式会社ひらせいホームセンター ほか1者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出

公告日 平成28年1月15日

- 3 意見の概要
  - (1) 南魚沼市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

5 縦覧期間

平成28年6月3日から平成28年7月3日まで

### 大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり 公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の 日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 新発田トップカルチャーショッピングモール

所在地 新発田市新栄町3丁目1番31号 外

設置者 株式会社新栄地所

- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 計3,262平方メートル

(変更後) 計3,840平方メートル

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

### (変更前)

- ・株式会社トップカルチャー 午前9時00分から午後10時00分(年間54日午後11時00分)
- ・株式会社ココカラファインヘルスケア 午前10時00分から午後7時00分

## (変更後)

- 株式会社トップカルチャー 午前7時00分から午後12時00分
- 株式会社新潟三越伊勢丹

午前8時00分から午後8時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前8時30分から午後11時30分

(変更後)午前6時30分から翌午前0時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)・数 8箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後)・数 4箇所

・位置 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

2の(1)に係る事項:平成29年1月26日 2の(2)に係る事項:平成28年5月26日

4 届出年月日

平成28年5月25日

5 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課 (なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

平成28年6月3日から平成28年10月3日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、通信回線機器等賃貸借について、次のとおり 一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年 政令第372号)の適用を受けるものである。

平成28年6月3日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達案件の名称

通信回線機器等賃貸借

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等

入札説明書及び仕様書による。

- 2 入札に関する必要事項を示す (入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先
  - (1) 期間

本公告の日から平成28年7月4日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号) 第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 間合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 機器等の仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部情報管理課運用管理係

電話番号 025-285-0110 内線2441

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 本調達案件又はこれと同等の調達案件について、納入及び構築実績があることを証明した者であること。
- (4) 本調達案件納入後の迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- 4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、 新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件 入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成28年6月3日(金)から平成28年7月4日(月)まで(新潟県の休日を定める条例第1 条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

- ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易 書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。
- エ 提出書類 入札説明書による。
- (2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成28年7月11日(月)午前11時以降に2(3)アへ問い合わせること。

- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成28年7月19日 (火) 午前11時
  - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室
- 6 入札手続
  - (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札 書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便 (封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に 定める入札執行日時を記載したものに限る。)を平成28年7月15日(金)の午後5時までに新潟県警察本部 に配達し、文書収受の手続を受けること。
- (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した 金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするの で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

(4) 落札者の決定方法

- 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者 ∵落札者とする。

## 7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、 これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

### 9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

### 10 その他

(1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

- (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
  - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
  - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。
  - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
- (4) その他
  - ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本 国通貨とする。
  - イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知 事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for telecommunications line devices

(2) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

Date: Tuesday, July 19, 2016

Time : 11:00 am

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

(3) For more information, contact:

Accounting Division, Police Administration Department

Niigata Prefectural Police Headquarters

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi

Niigata-ken, JAPAN 950-8553

Tel 025-285-0110 EXT. 2235

# 病院局公告

### 看護師学生(3年課程)の募集について(公告)

平成29年度の新潟県立新発田病院附属看護専門学校の看護師学生を次のとおり募集する。

平成28年6月3日

新潟県立新発田病院附属看護専門学校長 塚田 芳久

- 1 募集人員 40人(推薦10人程度含む。)
- 2 修業年限 3年
- 3 出願資格
  - (1) 推薦(公募)入学選考

本学を専願し、次のいずれにも該当する人

ア 平成29年3月に高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業見込みの人で、高等学校での学習において、全体の評定平均値が3.8以上の人

イ 卒業後、新潟県内の施設に就職する意思がある人

(2) 一般入学選考

次のいずれかに該当する人

- ア 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した人又は平成29年3月卒業見込みの人
- イ 学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人なお、学校教育法施行規則第150条第7号により出願する場合は、出願前に審査を受ける必要があるので、学校に問い合わせること
- 4 出願受付期間
  - (1) 推薦(公募)入学選考

平成28年10月11日 (火) から平成28年10月17日 (月) まで (郵送の場合は10月17日 (月) の消印まで有効)

(2) 一般入学選考

平成28年12月1日(木)から平成28年12月7日(水)まで (郵送の場合は12月7日(水)の消印まで有効)

- 5 出願書類等
  - (1) 推薦(公募)入学選考
    - ア 入学願書 (所定の用紙)
    - イ 受験票 (所定の用紙)
    - ウ 履歴書 (所定の用紙)
    - エ 写真 (願書提出前6か月以内に写した正面上半身脱帽で、指定する大きさのもの)
    - オ 高等学校の調査書
    - カ 高等学校卒業見込み証明書
    - キ 学校長の推薦書 (所定の用紙)
    - ク 入学考査料 9,600円 (現金又は為替)
    - ケ 返信用封筒
  - (2) 一般入学選考
    - ア 入学願書 (所定の用紙)
    - イ 受験票 (所定の用紙)
    - ウ 履歴書 (所定の用紙)
    - エ 写真 (願書提出前6か月以内に写した正面上半身脱帽で、指定する大きさのもの)
    - オ 高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書
    - カ 入学考査料 9,600円 (現金又は為替)
    - キ 返信用封筒
- 6 願書提出先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院附属看護専門学校

- 7 入学試験
  - (1) 推薦(公募)入学選考
    - ア 試験期日 平成28年11月11日 (金)

- イ 試験内容 小論文・面接
- ウ 試験会場 新潟県立新発田病院附属看護専門学校
- (2) 一般入学選考

ア 試験期日 一次試験 平成29年1月10日 (火)

二次試験 平成29年1月12日(木)

イ 試験内容 一次試験 学科試験

国語:国語表現・国語総合(古文・漢文を除く。)

英語:コミュニケーション英語 I・コミュニケーション英語Ⅱ

数学:数学 I・A (数学Aは場合の数と確率)

二次試験 面接(一次試験合格者のみ)

ウ 試験会場 新潟県立新発田病院附属看護専門学校

- 8 合格発表
  - (1) 推薦(公募)入学選考

平成28年11月25日(金) 午前9時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員と学校長に合否の通知をする。(発表当日発送)

簡易開示:平成28年11月25日(金)から平成28年12月22日(木)

- (2) 一般入学選考
  - 一次試験 平成29年1月12日(木) 午前8時45分

学校ラウンジ(2階)に合格者の受験番号を掲示する。

二次試験 平成29年1月16日(月) 午前9時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。(発表当日発送)

簡易開示:平成29年1月16日(月)から平成29年2月14日(火)

9 入学時期

平成29年4月上旬

10 出願・受験等についての問い合わせ先

新潟県立新発田病院附属看護専門学校(電話 0254-22-2214)

### 看護師学生(2年課程)の募集について(公告)

平成29年度の新潟県立吉田病院附属看護専門学校の看護師学生を次のとおり募集する。

平成28年6月3日

新潟県立吉田病院附属看護専門学校長 須田 武保

- 1 募集人員 50人
- 2 修業年限 2年
- 3 出願資格
  - (1) 准看護師免許を得た後、3年以上業務に従事している准看護師又は平成29年3月までに免許取得後3年以上業務に従事する見込みの准看護師
  - (2) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)卒業(学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校を卒業した人と同等以上の学力があると認められる人を含む。以下同じ。)若しくは平成29年3月高等学校卒業見込みの准看護師又は高等学校卒業若しくは平成29年3月高等学校卒業見込みで平成29年3月准看護師免許取得見込みの人

なお、学校教育法施行規則第150条第7号により出願する場合は、出願前に審査を受ける必要があるので、 学校に問い合わせること

4 出願受付期間

平成28年12月12日 (月) から平成28年12月21日 (水) まで

(郵送の場合は12月21日(水)の消印まで有効)

- 5 出願書類等
  - (1) 入学願書(所定の用紙)
  - (2) 受験票(所定の用紙)
  - (3) 履歴書 (所定の用紙)

- (4) 写真(願書提出前6か月以内に写した正面上半身脱帽で、指定する大きさのもの)
- (5) 資格証明書
  - ア 准看護師免許証の写し(最寄りの保健所で原本と相違ない旨の証明を受けたもの)

なお、入学願書の提出時に准看護師免許を取得していない人は、入学時に准看護師免許証又は准看護師 籍登録証明書を提出する。

- イ 高等学校を卒業していない准看護師の場合、准看護師として3年以上業務に従事した就業証明書又は就業見込み証明書
- ウ 高等学校を卒業又は卒業見込みの准看護師の場合、高等学校卒業証明書又は卒業見込み証明書
- (6) 調查書

准看護師養成所の調査書(成績証明書を含む。)又は高等学校衛生看護科の調査書

- (7) 入学考査料 9,600円 (現金又は為替)
- (8) 返信用封筒
- 6 願書提出先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番60号

新潟県立吉田病院附属看護専門学校

- 7 入学試験
  - (1) 試験期日 平成29年1月18日 (水)
  - (2) 試験内容

国語:国語総合(古文・漢文を除く。)

英語:英語 I

数学:数学 I・A(数学Aは場合の数と確率)

看護全般(准看護師試験の科目範囲とする。)

- (3) 試験会場 新潟県立吉田病院附属看護専門学校
- 8 合格発表

平成29年1月23日(月) 午前9時

学校正面玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験生全員に合否の通知をする。 (発表当日発送) 簡易開示:平成29年1月23日(月)から平成29年2月21日(火)

9 入学時期

平成29年4月上旬

10 出願・受験等についての問い合わせ先

新潟県立吉田病院附属看護専門学校(電話 0256-93-3485)

# 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第59号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

平成28年6月3日

新潟県公安委員会

委員長 小熊 廸 義

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る講習(以下「4号警備業務」という。)

- 2 実施期間及び場所
  - (1) 実施期間

平成28年7月5日(火)から平成28年7月6日(水)までの2日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービルI

3 受講定員

30人

### 4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者を対象として実施する。

### 5 受講申込手続

(1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 受付期間

平成28年6月15日 (水) から平成28年6月16日 (木) までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話 電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

## ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。
- (2) 受講申込書の提出等

### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの)1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

- (ア) 資格者証又は修了証明書の写し
- (イ) 4号警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類及び履歴書
- イ 提出期間

平成28年6月22日 (水) から平成28年6月23日 (木) までの各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

(3) 受講手数料

ア金額

10,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。 なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター 電話番号 025-285-0110 (代表)

正誤

平成28年5月24日付け新潟県告示第660号(農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更) 表中

ページ	行	誤	正
4	11	検査員合計622名	検査員合計662名